

○ 大阪市競争入札参加停止措置要綱

制 定 平成 7 年 4 月 1 日

最近改正 令和 7 年 5 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する大阪市契約規則（昭和 39 年規則第 18 号。以下「契約規則」という。）第 6 条に規定する請負、買入れ、借入れその他の契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行を確保するため、契約規則第 8 条第 2 項に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）に対する競争入札参加停止措置（一般競争入札にあっては入札に参加させない措置を、指名競争入札にあっては指名しない措置をいう。以下「停止措置」という。）等に関し、必要な事項を定める。

(停止措置)

第 2 条 契約管財局長は、有資格者が別表の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、別に定める大阪市競争入札参加停止措置審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、当該有資格者について停止措置を行うものとする。

2 前項の停止措置が行われたときは、契約規則第 3 条の規定により市長の契約締結権限を委任された局長等及び水道局長（以下「局長等」という。）は、停止措置の期間（以下「措置期間」という。）が満了するまで、当該停止措置を行った有資格者を本市契約の入札に参加させてはならない。入札参加資格の承認（入札ごとに実施するものをいう。以下同じ。）又は指名の通知もまた同様とする。

3 当該停止措置を行った有資格者に対して、入札参加資格の承認、指名又は落札候補者であることの通知をしているときは、これを取り消し、その旨を通知するものとする。

(下請負人等に対する停止措置)

第 3 条 契約管財局長は、停止措置を行う場合において、当該停止措置の原因となった事案について責を負うべき有資格者である下請負人又は再委託先（以下「下請負人等」という。）のあることが明らかになったときは、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の措置期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を併せ行うものとする。

(共同企業体に関する停止措置)

第 4 条 契約管財局長は、共同企業体が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該停止措置について責を負わないと認められる者を除く。）について、停止措置を行うものとする。

(承継人に関する停止措置)

第 5 条 契約管財局長は、措置期間中の有資格者が、合併、会社分割又は事業譲渡により、本市入札参加資格の全部又は一部を承継させた場合は、本市入札参加資格を承継した有資格者に対しても停止措置を行うものとする。

(措置期間)

第6条 措置期間は、契約管財局長が当該措置要件に該当する事実を確認した日から起算する。

2 契約管財局長が当該措置要件に該当する事実を確認した日から第2条第1項の規定により、委員会の審議を経るまでの期間については、当該有資格者に対する指名、見積徴収、落札決定、契約締結及び下請等の承認を見合わせるものとする。

3 措置期間は1月単位とし、1月末満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。

4 有資格者が一の事案又は一の原因により別表各項の措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件ごとに定める措置期間のうち最も長期のものを措置期間とする。

5 措置期間中の有資格者が、別の事案又は別の原因により別表各項の措置要件若しくは第13条第1項各号の規定に該当するときは、再度停止措置を行うものとする。

6 措置期間の加重後及び延長後の措置期間は、36月を超えないものとする。

(措置期間の特例)

第6条の2 有資格者が一定の期間内に同種の措置要件に該当することとなるときの停止措置については、次の各号に定める要件にしたがい期間の加重を行うものとする。

(1) 別表第5項、第6項、第7項又は第8項の措置要件に該当するとして行われた停止措置の措置期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第5項、第6項、第7項又は第8項のいずれかの措置要件に該当することとなる行為を行ったとき

当該措置期間を2倍とする加重

(2) 前号に掲げる措置要件以外の措置要件に該当するとして行われた停止措置の措置期間満了後1年を経過するまでの間に、同種の措置要件に該当することとなる行為を行ったとき

当該措置期間に1月加算する加重

2 有資格者が別表各項の措置要件に該当することとなる基の事実が、当初の停止措置を行う前のものである場合は、前項の規定による加重措置は行わないものとする。

第6条の3 談合情報又は談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたのにもかかわらず、当該事案について別表第6項第2号の措置要件に該当することとなったときは、当該措置期間を36月まで延長することができる。

2 有資格者が、停止措置を行う前に、大阪市競争入札参加者心得第4条第1号から第3号までの規定に違反した事実を認め、かつ、証拠書類を提出するなど事実関係の解明に積極的に協力したと契約管財局長が認めるときは、別表第13項第1号アの規定による措置期間を2分の1まで短縮することができる。

3 有資格者について、悪質な事由があるとき、又は重大な結果を生じさせたときは、当該措置期間を2倍まで延長することができる。

4 有資格者について情状酌量すべき理由があるときは、当該措置期間を2分の1まで短縮することができる。

5 有資格者が、別表第6項に該当する場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは当該措置期間を2分の1とする。

6 措置期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で措置期間を変更することができる。

7 措置期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるとき、又は、別表第 13 項第 4 号による措置期間を経過した有資格者から書面（様式 1）による停止措置の解除の申出があり、改善が認められたときは、停止措置を解除する。

第 6 条の 4 新たに有資格者となった者が、有資格者となる前の一定期間内において、別表第 5 項、第 6 項、第 7 項又は第 8 項に規定する措置要件に該当していた場合、次の各号に定める要件にしたがい停止措置を行うものとする。

(1) 措置要件に該当することとなった日から起算して、有資格者となった日においても措置期間中であるとき

(2) 措置期間の始期は、有資格者となった日からとし、終期は、措置要件に該当することとなった日から起算し、当該措置期間の終期の日までとする

第 6 条の 5 措置期間中の有資格者が、その資格を辞退し、若しくは抹消され、又はその資格の承認期間を満了した場合においても、措置期間は継続し、第 2 条第 2 項、第 10 条及び第 11 条を適用するものとする。措置期間中に、改めて有資格者となった場合もまた同様とする。

（事故報告）

第 7 条 有資格者は、大阪府内において施工する工事及び履行する業務その他（以下「工事等」という。）について、事故が生じたときは速やかに本市に対して、書面（様式 2）により事故報告をしなければならない。ただし、本市契約以外の契約については重大な事故に限る。

2 有資格者が事故報告を怠った場合には、措置期間を 2 倍に延長することができる。

（停止措置の通知）

第 8 条 契約管財局長は、停止措置を行い、措置期間を変更し、又は停止措置を解除したときは、当該有資格者に対し速やかに書面（様式 3～5）による通知を行うものとする。

（停止措置の公表）

第 9 条 契約管財局長は、停止措置を行ったとき又は措置期間を変更したときは、速やかにその旨について公表を行うものとする。ただし、第 13 条第 1 項第 1 号の規定による停止措置は除く。

2 契約管財局長は、停止措置を解除したときは、直ちに公表を取り下げるものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第 10 条 局長等は、措置期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、本市事業実施上重大な支障を及ぼすと認められ、かつ、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

（下請等の禁止）

第 11 条 局長等は、措置期間中の有資格者が本市の契約の全部又は一部を下請けし、若しくは受託し、又は契約保証人となることを承認してはならない。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第 12 条 契約管財局長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

(経営不振等)

第 13 条 第 2 条第 1 項のほか、次の各号に該当し、契約管財局長が契約の相手方としてふさわしくないと認めるときは、当該有資格者に対して停止措置を行うことができる。

(1) 有資格者が経営不振に陥ったと認められるとき

(2) 有資格者が、本市入札参加有資格者名簿に登録するために提出した営業所所在地等報告書に記載されている所在地において、営業所の存在又は当該営業所の営業実態が確認できないとき

2 前項において、当該有資格者から書面（様式 1）による停止措置の解除の申出があり、かつ、第 1 号の場合にあっては経営不振の改善が認められるとき、第 2 号の場合にあっては、営業所所在地等報告書に記載されている所在地に営業所が存在し、又は営業実態が確認できるときは、停止措置を解除する。

第 14 条 削 除

(大阪市入札等監視委員会への報告)

第 15 条 契約管財局長は、第 2 条の規定により行った停止措置の運用状況について、大阪市入札等監視委員会に報告するものとする。

(苦情処理手続等)

第 16 条 停止措置並びに警告及び注意喚起に対する苦情処理手続は、別に定める。

2 前項の手続については、停止措置の通知において教示しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、契約管財局長は、委員会の審議を経て措置を決定する。

附 則

1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の大阪市競争入札指名留保基準（昭和 61 年 4 月 1 日施行）に基づき指名留保を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 6 条第 4 項の規定による特例措置は、平成 16 年 4 月 1 日以降に誓約書が提出されたものについて適用し、この要綱の規定にかかわらず、既に誓約書が提出されているものについては、従前の例による。

3 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成 13 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成 17 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大阪市競争入札指名停止措置要綱第 11 条の規定は、この要綱の施行の日以後に締結された契約について適用する。
- 3 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成 19 年 6 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 20 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大阪市競争入札指名停止措置要綱別表第 2 項第 1 号の規定は、この要綱の施行の日以後に措置要件に該当する場合について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 21 年 10 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 22 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の大阪市競争入札指名停止要綱に基づき指名停止を受けている者の指名停止期間については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 23 年 9 月 1 日施行）に基づき指名停止を

受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 24 年 10 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 26 年 10 月 1 日施行）に基づき停止措置を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき停止措置を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 2 項第 7 号の規定については、本市に平成 30 年 10 月 1 日以降に提出された施工体制台帳の写し（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項関係）による社会保険等の確認に基づき、通知を行ったものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）に基づき停止措置を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札参加停止措置要綱（令和 2 年 4 月 1 日施行）に基づき停止措置を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札参加停止措置要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）に基づき停止措置を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札参加停止措置要綱（令和 4 年 4 月 1 日施行）に基づき停止措置を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表

措 置 要 件	措置期間
1 粗雑な契約の履行等 (1) 本市契約の履行に当たり、粗雑にしたと認められるとき（契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く） ア 粗雑な契約の履行が原因で、重大な事故を生じさせ、又は市民生活に著しい影響を及ぼすなどの重大な損害（以下「重大な損害」という。）を与えたとき 4 月 イ アに掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき 3 月 (2) 本市契約に係る成績評定が不良であると認められるとき 2 月 ア 工事成績評定点が 60 点未満のとき イ 測量・建設コンサルタント等業務委託（建築及び建築設備工事に係る設計業務、工事監理委託業務）に係る成績評定点が 60 点未満のとき ウ 測量・建設コンサルタント等業務委託（イを除く建設コンサルタント等業務）に係る成績評定点が 55 点未満のとき (3) 本市契約の履行に当たり、管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき 2 月 (4) 大阪府内における本市契約以外の契約の履行に当たり、過失により粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき 2 月	
2 契約違反等 (1) 契約相手方の責に帰すべき事由により契約解除となったとき 12 月 (2) 正当な理由がなく、落札決定（随意契約による業者決定を含む）後契約を締結しなかったとき 6 月 (3) 正当な理由がなく、開札後落札決定前に候補者を辞退したとき 1 月 (4) 本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき 2 月 (5) 履行期限を遅延したとき ア 遅延日数が 30 日以内のとき 1 月 イ 遅延日数が 30 日を超えるとき 2 月 (6) 物品の納入等について減価採用したとき 1 月 (7) 産業廃棄物の処理において、電子マニフェストを使用しなかったとき（電子マニフェストによる処理が困難であると本市が承諾した場合を除く） 2 月	
3 公衆損害事故 (1) 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に事故を生じさせ、または損害を与えたとき ア 重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき 6 月 イ 負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であると認められるときを除く）を与えたとき 3 月 (2) 大阪府内における本市契約以外の契約の履行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき 2 月	
4 工事等関係者事故 (1) 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者の事故を生じさせたとき	

ア 重大な事故を生じさせたとき イ 負傷者を生じさせたとき (2) 大阪府内における本市契約以外の契約の履行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事等関係者の重大な事故を生じさせたとき	2 月 1 月 1 月
5 贈賄 (1) 有資格者である個人、有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）、そのほかの役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（以下「役員等」という。）又はその使用人（役員等以外の者又は当該有資格者との雇用関係の有無に関わらずこの項に掲げる行為に関与したと認められる者（以下「使用人等」という。）が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (2) 前号に掲げる者が、本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき ア 役員等 イ 使用人等	36 月 12 月 6 月
6 独占禁止法違反行為 (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき（役員等又は使用人等が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。以下同じ。） ア 本市契約に関するもの イ 本市契約以外の契約に関するもの (2) 前号に掲げるもののほか、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき ア 本市契約に関するもの イ 本市契約以外の契約に関するもの	36 月 12 月 18 月 6 月
7 刑法上の談合等 役員等又は使用人等が競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (1) 本市契約に関するもの (2) 本市契約以外の契約で役員等に関するもの (3) 本市契約以外の契約で使用人等に関するもの	36 月 12 月 6 月
8 あっせん利得処罰法違反行為 役員等又は使用人等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (1) 本市契約に関するもの (2) 本市契約以外の契約に関するもの	12 月 6 月

9 虚偽記載 本市契約に関して、次の各号に掲げる書類に虚偽の記載（電子申請による虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき (1) 定期又は随時の入札参加資格審査申請時に提出する入札参加資格審査申請書及びその他の書類 (2) 契約前に提出する入札参加資格審査申請書及びその他の書類 (3) 契約後に提出する建設業法第 24 条の 8 第 1 項に規定する施工体制台帳及びその他の書類	6 月
10 暴力行為等 役員等又は使用人等が、本市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適当と認められる言動を行ったとき	12 月
11 建設業法違反行為 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき (1) 役員等又は使用人等が、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき ア 本市契約（本項においては下請け契約も含む。）に関するもの イ 本市契約以外の契約で役員等に関するもの ウ 本市契約以外の契約で使用人等に関するもの (2) 建設業法に違反し、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項に基づく営業停止処分を受けたとき ア 本市契約に関するもの イ 本市契約以外の契約に関するもの (3) 建設業法に違反し、建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分を受けたとき ア 本市契約に関するもの イ 本市契約以外の契約に関するもの (4) 経営事項審査の虚偽申請により行政処分を受けたとき ア 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分 イ 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分 (5) 建設業法第 29 条に基づき許可取消処分を受けたとき ア 同条第 1 項第 7 号又は第 8 号に基づく取消処分 イ アの処分以外の取消処分 (6) 建設業法第 29 条の 2 第 1 項に基づき許可取消処分を受けたとき	12 月 6 月 3 月 6 月 3 月 4 月 2 月 6 月 3 月 6 月 3 月 3 月
12 その他の法令違反 (1) 業務に関し、役員等又は使用人等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは、有資格者である法人が公訴を提起されたとき (2) 前各項に掲げる場合のほか、役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12 月 1～12 月

13 不正又は不誠実な行為 (1) 大阪市競争入札参加者心得に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき ア 談合など入札（競争により相手方を選定する方法によるものを含む。）の公正を害すべき行為又は公正を害するおそれがある行為をした事実が認められるとき（第4条第1号～第3号関係） イ 大阪市談合情報等対応マニュアルに基づく事情聴取に応じない又は誓約書を提出しないなど本市職員の指示に従わないとき（第4条第4号関係） ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき (2) 正当な理由がなく、本市が定める期日までに事後審査資料等を提出しなかったとき (3) 第12条に定める警告を受けた場合において、1年以内に当該警告の原因となった行為を再び行ったとき (4) 本市に登録している営業所が不適切と認められた場合において、本市から改善の指示を受けたにもかかわらず改善措置を講じないとき又は改善の指示の受け取りを拒否したとき (5) 業務に関し、各種法令に違反し監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表され、契約の相手方として不適当であると認められるとき (6) 大阪市暴力団排除条例の規定に従わないとき ア 同条例第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき イ 同条例第9条第2項の規定に基づく報告を本市にしなかったとき	6 月 12 月 1～12 月 1 月 1～12 月 6～12 月 ただし、措置期間を経過し、かつ、改善が認められるまで 1～3 月 3 月 2 月
14 その他 前各項に掲げる場合のほか、有資格者として、ふさわしくない行為があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12 月

令和 年 月 日

大阪市契約管財局長 様

所 在 地
有 資 格 者 名
代 表 者 氏 名
(担当者名・連絡先)

競争入札参加停止措置解除願

令和 年 月 日付 大契第 号により、当社に対し行われた競争入札参加停止措置について、大阪市競争入札参加停止措置要綱第 6 条の 3 第 7 項（又は第 13 条第 2 項）に基づき解除願います。

※必要書類については、手続きによって異なりますので、個別に契約管財局契約部制度課へお問い合わせ願います。

令和 年 月 日

大阪市契約管財局長 様

有資格者名
代表者氏名
(担当者名・連絡先)

事故報告書

大阪府内において発生しました事故について、大阪市競争入札参加停止措置要綱第 7 条第 1 項に基づき、下記の通り報告いたします。

【工事等名称】

【工事等場所】

【発注者】 ※本市契約以外の契約の場合のみ。

【関係下請業者名及び所在地】 ※ある場合のみ。

【発生年月日】

【発生場所】

【事故概要】

【被害状況】

【警察署、労働基準監督署等の見解】

※本書提出時点で示されていない場合は、示された時点で速やかに報告する旨記載。

【事故原因及び今後の対応について】

※本様式は参考様式であるため、本市契約における事故については、当該工事等所管所属の指示に従い、適宜必要な様式により報告を行うこと。

※本市契約以外の契約における事故については、下記資料を添付の上報告すること。

- ・工事等及び事故の詳細に関する資料（現場写真、現場概要図、施工体系図、施工計画書、作業手順書、当日の時系列等）
- ・労働基準監督署及び警察署への報告書（写）
- ・安全対策・教育の実施に関する資料
- ・その他本市が指示するもの

大契第 号
令和 年 月 日

様

大阪市契約管財局長 ○ ○ ○ ○

競争入札参加停止措置通知書

このたび、貴社について次のとおり競争入札参加停止措置を行うこととしたので通知します。

記

- 1 措置期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 2 措置項目
大阪市競争入札参加停止措置要綱別表第○項
(措置要件)

※ 上記措置に関して不服がある方は、本通知を受け取った日（郵送の場合は到達日）の翌日から起算して14日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを含まない。）以内に、苦情申立てを行うことができます。

また、措置期間中に当該措置に関する事情変更があった場合、当該措置の解除又は措置期間の短縮が行われないことについて不服がある方は、措置期間内であればいつでも、苦情申立てを行うことができます。

手続の詳細については、大阪市電子調達システムにおいて公開されている「大阪市競争入札参加停止措置に係る苦情処理手続要領」をご覧ください。

大契第 号
令和 年 月 日

様

大阪市契約管財局長 ○ ○ ○ ○

競争入札参加停止措置期間変更通知書

このたび、次のとおり令和 年 月 日付大契第 号による競争入札参加停止措置を変更することとしたので通知します。

記

1 変更事項

停止措置期間について「令和 年 月 日から令和 年 月 日まで」を「令和 年 月 日から令和 年 月 日まで」に変更する。

2 変更理由

※ 上記措置期間の変更に関して不服がある方は、本通知を受け取った日（郵送の場合は到達日）の翌日から起算して14日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを含まない。）以内に、苦情申立てを行うことができます。

また、措置期間中に当該措置に関する事情変更があった場合、当該措置の解除又は措置期間の短縮が行われないことについて不服がある方は、措置期間内であればいつでも、苦情申立てを行うことができます。

手続の詳細については、大阪市電子調達システムにおいて公開されている「大阪市競争入札参加停止措置に係る苦情処理手続要領」をご覧ください。

大契第 号
令和 年 月 日

様

大阪市契約管財局長 ○ ○ ○ ○

競争入札参加停止措置解除通知書

このたび、次のとおり令和 年 月 日付大契第 号による競争入札参加停止措置を解除したので通知します。

記

- 1 停止措置解除年月日
令和 年 月 日
- 2 解除理由

※ 上記措置の解除に関して不服がある方は、本通知を受け取った日（郵送の場合は到達日）の翌日から起算して14日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを含まない。）以内に、苦情申立てを行うことができます。

手続の詳細については、大阪市電子調達システムにおいて公開されている「大阪市競争入札参加停止措置に係る苦情処理手続要領」をご覧ください。